

武蔵野市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月5日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市下水道条例の一部を改正する条例

武蔵野市下水道条例（平成8年9月武蔵野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

| 改正前 | | |
|--------------------------------|-----------------------------|------------------------|
| (使用料) | | |
| 第16条 使用料の料率は、1月について次の表のとおりとする。 | | |
| 汚水の種別 | 排出量 | 料率 |
| 一般 汚水 | 8立方メートル以下の分 | 基本使用料 <u>490円</u> |
| | 8立方メートルを超え20立方メートル以下の分 | 1立方メートルにつき <u>50円</u> |
| | 20立方メートルを超え30立方メートル以下の分 | 1立方メートルにつき <u>65円</u> |
| | 30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 | 1立方メートルにつき <u>75円</u> |
| | 50立方メートルを超え100立方メートル以下の分 | 1立方メートルにつき <u>85円</u> |
| | 100立方メートルを超え200立方メートル以下の分 | 1立方メートルにつき <u>100円</u> |
| | 200立方メートルを超え500立方メートル以下の分 | 1立方メートルにつき <u>115円</u> |
| | 500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 | 1立方メートルにつき <u>140円</u> |
| | 1,000立方メートルを超える分 | 1立方メートルにつき <u>195円</u> |
| 浴場汚水 (略) | | |
| 備考 (略) | | |
| 2 (略) | | |

付 則
(施行期日)

| 改正後 | | | 説明 |
|--------------------------------|-----------------------------|------------------------|-------|
| (使用料) | | | |
| 第16条 使用料の料率は、1月について次の表のとおりとする。 | | | |
| 汚水の種別 | 排出量 | 料率 | |
| 一般汚水 | 8立方メートル以下の分 | 基本使用料 <u>509円</u> | 字句の改正 |
| | 8立方メートルを超え20立方メートル以下の分 | 1立方メートルにつき <u>52円</u> | 字句の改正 |
| | 20立方メートルを超え30立方メートル以下の分 | 1立方メートルにつき <u>68円</u> | 字句の改正 |
| | 30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 | 1立方メートルにつき <u>78円</u> | 字句の改正 |
| | 50立方メートルを超え100立方メートル以下の分 | 1立方メートルにつき <u>89円</u> | 字句の改正 |
| | 100立方メートルを超え200立方メートル以下の分 | 1立方メートルにつき <u>104円</u> | 字句の改正 |
| | 200立方メートルを超え500立方メートル以下の分 | 1立方メートルにつき <u>120円</u> | 字句の改正 |
| | 500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 | 1立方メートルにつき <u>146円</u> | 字句の改正 |
| | 1,000立方メートルを超える分 | 1立方メートルにつき <u>203円</u> | 字句の改正 |
| 浴場汚水 (略) | | | |
| 備考 (略) | | | |
| 2 (略) | | | |

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の武蔵野市下水道条例（以下「新条例」という。）第16条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く新条例第2条第4号に規定する使用者の施行日以後新条例第18条の規定に基づき最初に算定する使用料は、汚水排出量を日々均等に排出したものとして算定する。

(提案理由)

下水道の使用料の料率を改定するため、所要の改正をするものである。